~「人権文化の花咲くまち」の実現を目指して~

# 荒尾市部落差別をなくす等 人権を守る条例を改正しました

#### 2022(令和4)年12月20日施行

荒尾市では1995(平成7)年に「荒尾市部落差別をなくす等人権を守る条例」を制定しましたが、様々な場面で依然として人権侵害につながる事案が発生しており、さらに複雑多様化しています。

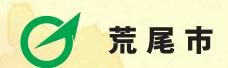
具体例

- ●インターネットを使用して悪口・嘘を書き込み個人情報を暴くなど
- ●土地や建物の売買の際に、そこが被差別部落であるか問い合わせすることなど
- ●障がい者・女性・LGBTQへの偏見や中傷を日常生活で語るなど
- ●外国人に対するヘイトスピーチや誹謗中傷の落書きなど



### 差別は「される」側ではなく、「する」側の問題です。

一人一人が部落差別等について正しく理解し、差別のない明るい社会の 実現に向けて一緒に取り組んでいきましょう。



## 急例の主な内容

#### 目的に部落差別解消推進法等の法令を追加(第1条)

日本国憲法の理念と同和対策審議会答申の文言に加え、「部落差別解消推進法」、「障害者差別解消推進法」、「ヘイトスピーチ解消法」(いわゆる人権三法)等を含む法令を追加して、部落差別をはじめ障がい・性別・在日外国人等へのあらゆる差別をなくし、人権尊重を基調とする差別のない明るい地域社会の実現を目指します。

#### 市の責務および市民の責務(第2条・第3条)

市は必要な施策を推進して、市民の人権意識の高揚に努めます。市民はお互いに基本的人権を尊重し、部落差別等をなくすための施策に協力して自らの人権意識の高揚に努め、差別および差別を助長する行為をしてはならないと定めています。

#### 施策の推進(第4条)

生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興等人権擁護意識の高揚等に関する施策の推進に努め、必要に応じて人権に関する調査等を行います。

#### 相談体制の充実(第5条)

部落差別等に関する相談に的確に応じるため、相談体制の充実を図ります。

#### 教育と啓発活動の充実(第6条)

市民の人権意識の高揚を図るため、各種関係団体と協力して人権教育の推進と啓発活動の充実を図って、人権擁護の社会づくりに努めます。

条文の詳細については、 荒尾市ホームページ または荒尾市人権啓発センターにて ご確認ください。





**荒尾市人権啓発センター(荒尾市人権啓発推進室)**TEL 0968-62-1313 FAX 0968-63-1197
E-mail jinken@city.arao.lg.jp

